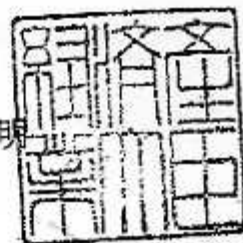


# 経済産業省

平成18・12・20資第2号  
平成18年12月21日

東洋町長 田嶋 裕起 殿

経済産業大臣 甘利 明



「高レベル放射性廃棄物の最終処分施設の設置可能性を調査する区域の公募」に関する質問状について（回答）

高レベル放射性廃棄物の最終処分は、原子力発電を進めていく上で最も重要な課題であります。これについて御関心を寄せていただけることに対し、深く敬意を表す次第であります。

経済産業省としては、本事業の重要性にかんがみ、最終処分の実施主体である原子力発電環境整備機構や電力会社等と共に、本事業についての情報提供などを積極的に進め、国民や関係の方々の御理解を得るための最大限の努力をしております。

平成18年12月14日付け18東企画第33号をもって御質問のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

## 記

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号）第4条第5項は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画において概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重すべきものと規定しております。このように、概要調査地区等の選定に当たっては、地元の理解と協力が不可欠であることから、政府、原子力発電環境整備機構及び発電用原子炉設置者は、地元の理解等を得るべく最大限の努力を行うこととしております。それでもなお、地元の理解等が得られず、当該都道府県知事又は市町村長が概要調査地区等の選定につき反対の意見を示している状況においては、当該都道府県知事又は市町村長の意見に反しては、概要調査地区等の選定が行われることはありません。